

令和 2 年度

水 防 計 画 書

若 桜 町

目 次

第 1	目的	1 ページ
第 2	水防事務の処理	1 ページ
第 3	水防の定義と責任	1 ページ
第 4	水防組織と機構	1 ページ
第 5	水防配備と出動	2 ページ
1	第1非常配備	
2	第2非常配備	
3	第3非常配備	
第 6	雨量、水位の観測	3 ページ
1	雨量観測所	
2	水位観測所	
第 7	河川災害危険箇所	3～7 ページ
1	河川災害危険箇所判定基準	
2	河川災害危険箇所	
3	重要排水樋門一覧表	
第 8	水防用資器材の備蓄	8 ページ
第 9	水防活動等	9 ページ
第 10	公用負担	10 ページ
第 11	水防解除	11 ページ
第 12	避難計画	11 ページ
第 13	水防顛末報告	11 ページ
第 14	河川管理者の協力	11 ページ
第 15	水防計画	11 ページ
第 16	防災会議	12～14 ページ
別紙様式	水防活動実施報告書	15 ページ
別表 1	若桜町水防本部組織系統図	16 ページ
	通報系統図	17 ページ
	若桜町防災会議委員名簿	18 ページ
別表 2	若桜町水防本部事務分担表	19～22 ページ
	河川災害危険箇所位置図	23 ページ

第 1 目的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、鳥取県知事から指定された指定水防管理団体たる若桜町が、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、若桜町の地域にかかる河川の洪水、土砂崩れ等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第 2 水防事務の処理

洪水等の際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第 10 条第 3 項による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて、水防事務を処理するものとする。

第 3 水防の定義と責任

1 定義

(1) 水防本部

本町における水防を統括するために設置し、本部事務局を若桜町役場内に置く。

(2) 水防本部長 若桜町長

(3) 消防（水防）機関の長 若桜町消防団長

2 責任

水防法により、次のとおり水防の責任を果たさなければならない。

(1) 水防本部の責任

町内の水防態勢の確立を図るとともに、水防能力の育成に努めなければならない。

(2) 消防機関の長

水防本部長より出動を要請された消防機関の長は、洪水等の被害が拡大しないように努めなければならない。

(3) 地元住民の責任

水防本部長又は消防機関の長から水防法第 24 条の規定に基づく水防に従事することについて要請があったときは、進んでこれに協力しなければならない。

第 4 水防組織と機構

- 1 水防本部は、水防法第 10 条の規定による気象状況等の通知を受けたときは、「別表 1 若桜町水防本部組織系統図」及び「通報系統図」、及び「別表第 2 若桜町水防本部事務分担表」により事務及び配備体制を処理する。

第5 水防配置と出動

水防本部長の要請等により、水防本部員は常時勤務から水防配備体制への切り換えを確実に迅速に行い、各々分担する事務に従事する。

配備体制と活動内容は次のとおりである。

1 第1非常配備(準備態勢)

始期 大雨注意報又は洪水注意報が発令されたとき並びにその他町長が必要と認めたとき。

終期 注意報が解除され、その必要がなくなったとき。

◇情報連絡班	4～5名がこれにあたり、主として情報連絡活動にあたる。事態の推移によって直ちに関係者の招集並びに各係、消防団などに指示ができる準備を進める。 時間外のときは、宿日直員がこれにあたり、情報連絡係は外出をさけ、又居所を明確にしておく。
--------	--

2 第2非常配備(警戒態勢)

始期 大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。

終期 警報が解除され、その必要がなくなったとき。

◇情報連絡班	情報機関と連絡を密にし、準備態勢を整え、事態の推移によっては現地指導係に出動を要請し、河川災害危険個所の情報収集を行う。異常を認めたときは、住民等の協力を得て適切な処置をとるとともに、直ちに水防本部に連絡し指示を受け対処する。 時間外のときは、情報連絡班は本部に出動し、その他の係員は外出をさけ、いつでも出動できる態勢を整える。
◇資材班	準備態勢(資器材の点検)
◇輸送班	準備態勢(出動態勢)
◇現地指導班	準備態勢(出動態勢)、事態の推移によっては河川災害危険個所の巡視点検
◇現地工作班	準備態勢(出動態勢)、事態の推移によっては河川災害危険個所の巡視点検

3 第3非常配備(非常態勢)

始期 事態が切迫し甚大な被害が発生するおそれがあり、又一部被害が発生した場合、又はその他町長が必要と認めたとき、及び鳥取県災害対策本部が設置され水防本部長が指示したとき。

終期 警報、注意報が解除され、被害の発生もなく、その必要がなくなったとき。

◇情報連絡班	水防本部長の指示により、第2非常配備に引き続き、情報収集をし、異常を認めたときの適切な処置、現状を水防本部長並びに現地指導係長に連絡し、迅速な対応処置をする。
◇救護班	水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をする。
◇会計班	水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をする。
◇資材班	水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をする。
◇輸送班	水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をする。
◇現地指導班	水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をする。
◇現地工作班	水防本部長の指示により直ちに出勤し係長、班長の指揮の下、迅速な対応処置をする。

第6 雨量、水位の観測

1 雨量観測所

河川名	位置	種類	管理者	観測者	連絡先
八東川	浅井	アメダス	鳥取地方气象台	鳥取地方气象台	(0857)29-1311
八東川	若桜	テレメーター	国土交通省 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435～9
八東川	落折	テレメーター	国土交通省 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435～9
八東川	戸倉	テレメーター	国土交通省 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435～9
八東川	大炊	テレメーター	県企業局	企業局東部事務所 (0857)21-4788	菴米発電所 82-0149
菴米川	茗荷谷	テレメーター	県企業局	企業局東部事務所 (0857)21-4788	茗荷谷ダム 82-1194
加地川	中原	テレメーター	県企業局	企業局東部事務所 (0857)21-4788	加地発電所 0857-21-4788
八東川	浅井	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3855
菴米川	菴米	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3855
吉川川	吉川	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3855
来見野川	諸鹿	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3855

2 水位観測所

河川名	量水標名	報告水位	水防団待機水位	はん濫注意水位	位置	管理者	観測者	電話番号
八東川	若桜	テレメーター			若桜	国土交通省	鳥取河川 国道事務所	(0857)22- 8435～9
八東川	若桜	テレメーター	2.20	2.80	浅井	鳥取県	八頭県土 整備事務所	72-3855

3 その他

若桜町ホームページの防災カメラにより、河川状況の監視(町内:20箇所)

第7 河川災害危険箇所

1 河川災害危険箇所判定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施行の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施行の箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘しているがその対策が未施行の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床に深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施行			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
溢水	<p>河積が狭少たびたび溢水、氾濫の実績があり、危険が予想される箇所。</p>	<p>河積は暫定的に確保されているが溢水、氾濫の恐れが十分ある箇所</p>	
侵食	<p>既設護岸が著しく侵食されているか、あるいは過去において侵食された実績があり危険が予想される箇所。</p>	<p>侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、および侵食の恐れが十分ある箇所。</p>	

2. (1)河川災害危険箇所:若桜町指定

図面 番号	重要度	水防区 番号	河川名	危険区域	位置延長	予想される原因	対策工法
1		1-B	八東川	若桜町大字須澄	須澄(見内橋)下モ 左岸 200m		木流工
2		5	屋堂羅川	若桜町大字屋堂羅	屋堂羅(流田橋付近) 右岸 100m		木流工

(2)河川災害危険箇所:鳥取県指定

図面 番号	重要度	水防区 番号	河川名	危険区域	位置延長	予想される原因	対策工法
3	(B)	1-A	八東川	若桜町大字高野	町境 R29 号沿左岸 43m	堤防高断面不足	木流工
4	(B)	1-A	八東川	若桜町大字若桜	赤松橋下モ左岸 500m 右岸 150m	堤防高断面不足	木流工
5	(A)	1-A	八東川	若桜町大字大炊	神直橋下モ左岸 180m	堤防高断面不足	木流工
6	(B)	1-B	八東川	若桜町大字中原、 岩屋堂	旧国道沿左岸 50m	溢水・決壊	積土俵工
7	(A)	1-B	八東川	若桜町大字中原	中原橋下モ左岸 140m	堤防高断面不足	木流工
8	(B)	1-B	八東川	若桜町大字大野	本立橋上ミ、下モ 左岸 210m、右岸 80m	堤防高断面不足 決壊	木流工
9	(A)	2	来見野川	若桜町大字赤松	赤松前橋上ミ右岸 200m	堤防高断面不足	木流工
10	(B)	2	来見野川	若桜町大字赤松	栗尾橋上ミ左岸 50m	溢水・洗掘	積土俵工 木流工
11	(A)	6	菴米川	若桜町大字長砂	長砂橋下モ左岸 100m	堤防高断面不足 決壊	積土俵工
12	(B)	6	菴米川	若桜町大字長砂	長砂橋上ミ左岸 50m	堤防高断面不足	木流工
13	(B)	6	菴米川	若桜町大字瀧見	瀧見橋上ミ左岸 50m	堤防高断面不足	木流工

※図面番号:河川災害危険箇所位置図(p21)。

※重要度:河川災害危険箇所判定基準(p4)。

※水防区番号:水防活動区域(p9)。

3 重要排水樋門一覽表

番号	河川名	位置			種別	高幅	操作種類	(施設)管理者	管理委託団体名	操作担当者	連絡先番号
		郡市	町村	大字							
1	八東川	八頭	若桜	若桜	鋼製	H=1.5m L=1.5m	手動	若桜宿自治会長	若桜町消防団	第1分団 小嶋一成 第2分団 大石洋一	(0858) 82- 82-
2	八東川	八頭	若桜	大炊	鋼製	大炊 H=1.0m L=1.0m	手動	鳥取県知事	若桜町	山根 裕	82-
3	来見野川	八頭	若桜	来見野	鋼製	1門 H=3.5m L=4.5m	手動 電動	中国電力		東部水力センター土木 第1課社員	050-820 2-8030
4	八東川	八頭	若桜	若桜	鋼製	1門 H=2.3m L=16.7m	手動 電動	中国電力		東部水力センター土木 第1課社員	050-820 2-8030
5	三倉川	八頭	若桜	若桜	鋼製	1門 H=2.5m L=3.8m	油圧式	高野、 上高野 水利組合		新林貴美教 松本功一	82- 82-
6	加地川	八頭	若桜	中原	鋼製	H=3.0m L=2.3m	手動	加地 自治会長		横田孝司	83-

第8 水防用資器材の備蓄

- 1 水防用資器材は、出水時水防に使用するため、防災備蓄倉庫に備蓄し、一朝有事の際には、これら資材をもって最も効果的に水防活動に使用しうるようにしておかなければならない。
- 2 防災備蓄倉庫内の備蓄資器材は、随時厳重に調査・点検し、緊急の際充分に役立つよう整備しておく。
- 3 備蓄資器材の現在数量

器名	単位	数量	器名	単位	数量
かます又はビニールシート	枚	8	ビニールロープ	m	400
麻袋又は土のう袋	枚	1,100	アローサイン(矢印)	枚	15
縄	丸	20	松丸太 1.5m	本	19
トラロープ	玉	25	木杭 1.0m 鉄杭		70 33
鉄線 #20	kg	33	オノ	丁	6
掛矢	丁	4	カマ	丁	2
ツルハシ	丁	9	シノ	丁	5
一輪車	台	6	ペンチ	丁	5
唐ぐわ	丁	6	ノコ	丁	5
発電機	台	1	夜光ポール 1.4m	本	20
延長コードリール	台	2	トビクチ	丁	6
たこづち	丁	4	投光器	台	4
ナタ	丁	7	バール	丁	1
スコップ	丁	30	土のう作り置き	袋	200
パイスケ	個	15			
スコッチコーン	セット	25			
ソーラー式フラッシュ	セット	10			

第9 水防活動等

1 水防信号

水防信号は、鳥取県水防計画に定める水防信号によるとともに、町防災無線・IP告知端末・電話等により、出動・避難等要請を行う。

(1) 出動信号 消防団員全員出動

(2) 危険信号 防災無線により、必要と認める区域内の居住者に避難を知らせる。

種 類	サイレン信号		
出動信号	○— 10 秒	○— 10 秒	○— 10 秒
危険信号	○— 30 秒	○— 30 秒	○— 30 秒

2 消防団の活動

(1) 洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減するため出動信号を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間水防活動をするものとする。

(2) 水防活動区域を次のとおり定める。

区 域	担当分団
1-A 八東川のうち旧若桜(屋堂羅口～根安)地内 7 糸白見川 8 根安川	第1分団
1-A 八東川のうち旧若桜(高野～屋堂羅口)地内	第2分団
1-B 八東川のうち旧池田(須澄～落折)地内 11 落折川 10 加地川	第3分団
9 吉川川	第3分団
6 眷米川	第4分団
5 屋堂羅川	第1分団
2 来見野川 3 角谷川	第2分団
4 三倉川	第2分団

ただし、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援することができる。

第 10 公用負担

- 1 水防法第 28 条に定める公用負担の権限を行使した場合には、次の証票 2 通を作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡すとともに他の 1 通を水防解除後とりまとめ、町長に提出する。

第 号				
公用負担命令書				
負担者住所				
氏名				
物件	数量	負担内容（使用、収用処分）	期間	摘要
年 月 日				
命令者氏名				印

- 2 水防本部長（町長）は、公用負担行使に関する権限を当該地区について担当分団長に委任することができる。
- 3 前記委任をした場合には、下記権限証を指示しなければならない。

公用負担命令権限証	
所属氏名	
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
水防本部長若桜町長	
印	

- 4 上記の権限によって損失を受けたものに対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 水防解除

水防本部長は、水位が通報水位以下に減じかつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知するとともに八頭県土整備事務所にその旨を報告する。

第 12 避難計画

洪水の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定により水防本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又は避難を指示する。

町長は、郡家警察署長と協議のうえ事前に避難計画を作成し、予定避難先及び経路等を調査し、必要なる措置を講じておくものとする。

第 13 水防顛末報告

水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙様式（P15 参照）により八頭県土整備事務所に提出する。

第 14 河川管理者の協力

河川管理者（鳥取県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（若桜町）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （1）河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川監視カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- （2）氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （3）堤防又はダムが崩壊したとき又は越水・溢流若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （4）重要水防箇所の合同点検の実施
- （5）水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 15 水防計画

- 1 水防計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項により、若桜町防災会議の調査審議を経た後、速やかに県知事に届出なければならない。
- 2 審議した水防計画は、郡家警察署長その他関係機関及び団体に通知する。

第 16 防災会議

- 1 若桜町防災会議は、鳥取県の水防計画に応じた水防計画を定め、速やかに若桜町水防計画を審議し決定するものとする。
- 2 若桜町防災会議条例は次のとおり。

◆若桜町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき若桜町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 若桜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鳥取県の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鳥取県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が町の管理職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 八頭消防署若桜出張所長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの
 - (10) その他町長が必要と認める者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、3 人、1 人、4 人及び 2 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

附 則 (昭和44年9月30日条例第530号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年9月1日から適用する。

附 則 (昭和57年4月15日条例第935号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年12月25日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に改正前の規定により任命された委員の任期は、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月29日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

別紙様式

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

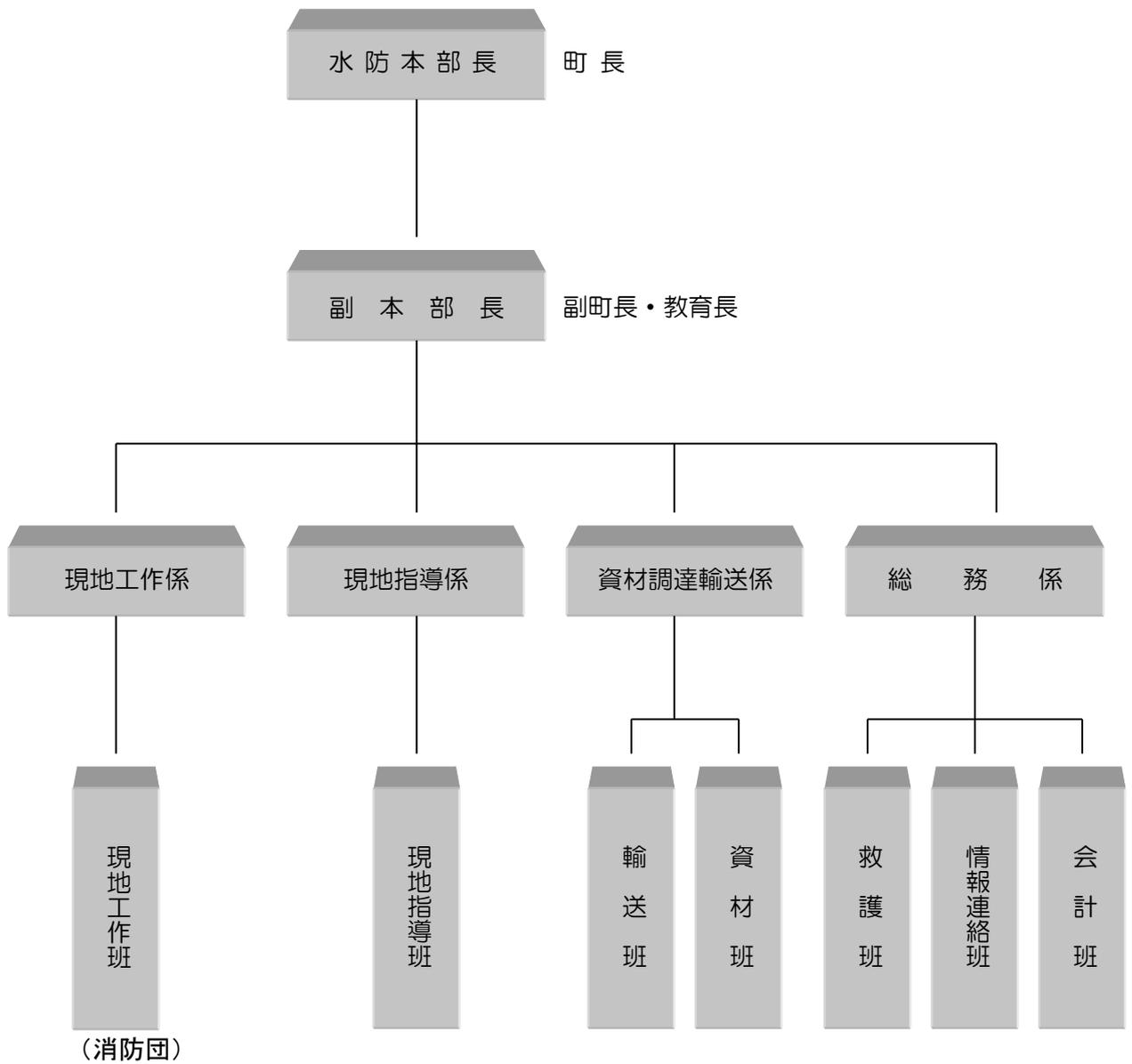
(市町村・事務所名:)

区 分	水防活動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考	
	団体数	活動延 人 数	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主要資材	その他資材		計
県 分		人	円	円	円		円	円	円	
前回迄										
月 分										
月 分										
小計										
累計										
水防管理団体分										
前回迄										
月 分										
月 分										
小計										
累計										

注1) 主要資材は次に掲げるものとする。俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、縄、竹、生木、丸太、釘、杭、板類、鉄線、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂。

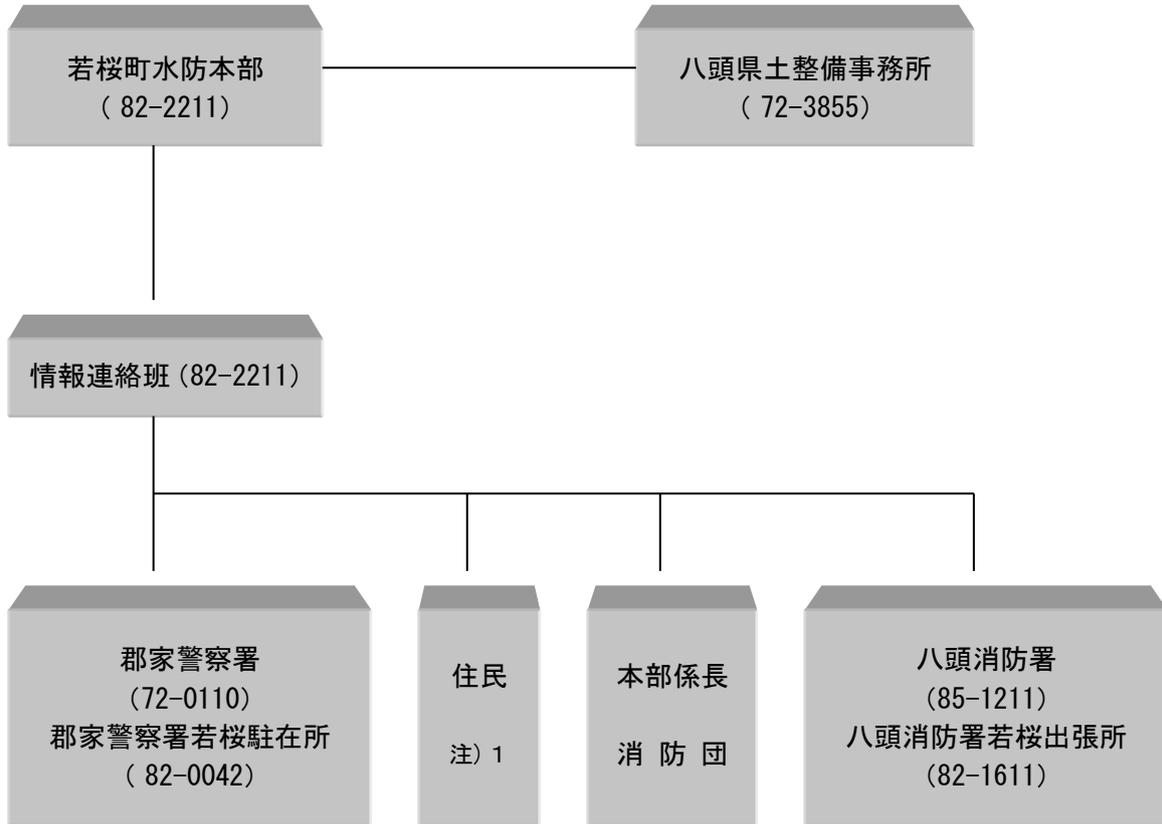
別表1

若桜町水防本部組織系統図



通報系統図

(水防本部長が水防本部を設置したとき)



注) 1 住民への情報は防災無線による広報

若桜町防災会議委員名簿

氏 名	所 属 現 職
橋本 浩良	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
田嶋 健一	鳥取県東部地域振興事務所長
的場 善博	鳥取県八頭県土整備事務所長
奥田 克浩	鳥取県企業局東部事務所長
奥村 正博	郡家警察署長
谷川 充弘	若桜町消防団長
杉本 健	NTT西日本鳥取支店長
梅田 健司	中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター長
渡辺 雅己	若桜鉄道株式会社鉄道部長
大倉 信彦	鳥取自動車株式会社ハイヤー営業課長
中山 勝廣	八頭消防署若桜出張所長
鎌谷 徹道	若桜町社会福祉協議会 事務局次長
矢部 康樹	若桜町長(会長)
盛田 聖一	若桜町副町長
新川 哲也	若桜町教育委員会教育長
藤原 祐二	総務課長
谷本 剛	ふるさと創生課長
竹本 英樹	農林建設課長
川戸 康之	にぎわい創出課長
前田 弥生	税務課長
小林 貴之	町民福祉課長
小林 宏美	わかさこども園長
谷口 国彦	教育委員会事務局次長
下石 裕美	議会事務局長
上川 恭子	出納室長

別表2 若桜町水防本部事務分担表

若桜町水防本部 電話(82-2211)

本部長 町長 矢部 康樹(82-1934) 副本部長 副町長 盛田 聖一 (090-4896-1733) 教育長 新川 哲也(83-0406)

配 備 係 班	第1非常配備		第2非常配備	
	班名・態勢	班 員	班名・態勢	班 員
1 総務係 係長 総務課長 藤原 祐二	情報連絡班 班長 総務課長 藤原 祐二 補佐 農林建設課長 竹本 英樹 〔情報の収集・連絡〕	志水 栄介 石塚 立雄 谷口 伸一 森岡 剛	情報連絡班 班長 総務課長 藤原 祐二 補佐 総務課参事 矢部 広一 〔情報の収集・連絡〕 〔各班の連絡調整〕 〔被害状況調査〕	青木 友美 志水 栄介 中口 賢一 橋井 美友貴 石塚 立雄 谷口 伸一郎
2 資材調達輸送係 係長 農林建設課参事 中島 毅彦			資材班、輸送班 班長 農林建設課参事 中島 毅彦 補佐 農林建設課室長 大石 幸司 〔資器材点検・準備体制〕	林 辰彦 銀杏 惇志 宮本 健也 杉本 未歩
3 現地指導係 係長 農林建設課長 竹本 英樹			現地指導班 班長 農林建設課長 竹本 英樹 補佐 農林建設課参事 山本 伸一 〔準備体制・出動体制〕 〔事態の推移により河川 災害危険個所の巡視〕	盛田 裕之 村奥 和久 岩本 孝美 中嶋 功 森岡 剛
4 現地工作係 係長 消防団長 谷川 充弘			現地工作班 班長 消防団長 谷川 充弘	消防団副団長 谷本 剛 中島 敬之

係	第3非常配備			備考
	班名・態勢	分担区域	班 員	
1 総務係	会計班 班長 出納室長 上川 恭子 補佐 税務課長 前田 弥生 [水防活動費の掌握・取まとめ]		青木 友美 志水 栄介 中口 賢一 橋井 美友貴 石塚 立雄 谷口 伸一郎 山中 雪愛	注) 1、必要に応じ相互の配置換えをする場合がある。 2、勤務時間外(休日、夜間)の警報が発令された時は本部長、副本部長、係長、班長へ連絡する。 3、分担区分 1-A 八東川のうち 旧若桜地内(高野～根安) 1-B 八東川のうち 旧池田地内(須澄～落折) 2 来見野川 3 角谷川 4 三倉川 5 屋堂羅川 6 眷米川 7 糸白見川 8 根安川 9 吉川川 10 加地川 11 落折川 4、配備 「第5 水防配置と出動」による
	情報連絡班 班長 総務課長 藤原 祐二 補佐 総務課参事 矢部 広一 議会事務局長 下石 裕美 ふるさと創生課長補佐 車井 育子 [主要水防水域巡視] [各班の連絡調整] [被害状況調査]			
	救護班 班長 町民福祉課長 小林 貴之 補佐 包括支援センター所長 寺西 満 保健センター所長 山根 葉子 教育委員会事務局次長 谷口 国彦 [本部員・住民の救護給食]		啜 友美 君野 久美子 村中 活恵 後藤 美鈴 眷井 麻子 本家 由稀 山本 夕子 林 郁子 渡邊 茉里奈 千村 真優華 山根 あずさ	

係	第3非常配備			備考
	班名・態勢	分担区域	班 員	
2 資 材 調 達 輸 送 係	資材班・輸送班 班長 農林建設課参事 中島 毅彦 補佐 農林建設課室長 大石 幸司 にぎわい創出課長 川戸 康之 教育委員会次長補佐 西田 彰訓 〔資器材点検調達・輸送〕	1-A、1-B、2、3、 4、5、6、7、8、9、 10、11	林 辰彦 銀杏 惇志 宮本 健也 杉本 未歩 松浦 美怜 河本 真志 盛田 吏貴	
3 現 地 指 導 係	現地指導班 班長 農林建設課長 竹本 英樹 補佐 農林建設課参事 山本 伸一 〔主要水防水域巡視・現地指 導・交通確保・情報伝達・ 工作班補助〕	1-A、1-B、2、3、 4、5、6、7、8、9、 10、11	盛田 裕之 村奥 和久 岩本 孝美 中嶋 功 森岡 剛	
4 現 地 工 作 係	現地工作班 班長 消防団長 谷川 充弘 補佐 消防団副団長 谷本 剛 中島 敬之 〔主要水防水域巡視 現地水防作業〕 〔救助作業・避難誘導〕	1-A、1-B、2、3、 4、5、6、7、8、9、 10、11	第1分団(分団長 小嶋 一成 他12名) 第2分団(分団長 大石 洋一 他11名) 第3分団(副分団長 瀬戸 光司 他9名) 第4分団(分団長 岩見 聡 他10名)	第1分団 山根 栄真 第2分団 山野 卓也、盛田 雄太郎 中島 貴大 第3分団 尾坂 明紀、片山 公貴 第4分団 山本 賢一、木地谷 諭 岡本 寛将、岡崎 晋相、 三島 達矢、杉本 哲也 山根 詳生、津川 尚貴 川戸 孝彰

